

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

平成30年4月10日

横浜市契約事務受任者  
南区長 大木節裕

- 1 契約の概要  
下水道施設損傷による道路陥没の緊急対応及び調査
- 2 履行（納品）場所  
南区永田東2丁目12番地15地先から永田東2丁目16番地3地先まで
- 3 契約日  
平成30年2月6日
- 4 履行日又は履行期間  
平成30年2月6日から平成30年3月30日
- 5 契約金額  
442,800円（うち取引に係る消費税額 32,800円）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
新栄重機土木株式会社 代表取締役 新井正和  
南区永田北三丁目40番12号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
損傷レベルが高いこと、損傷か所が広範囲に広がっていること、陥没場所を含む  
損傷か所が階段上に位置しており、契約中の一円修繕工事での早急な対応が困難だった  
ため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
新栄重機土木株式会社の代表取締役新井正和は、社団法人横浜建設業協会南区会の  
会長であること。また、社員が多く緊急対応が可能であるので契約の相手方に選定し  
た。
- 9 所管課  
南区南土木事務所